

中央三井アセットの

年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成22年1月7日
中央三井アセット信託銀行株式会社
年金コンサルティング部

◆ 「年金経理から業務経理への繰入れの特例等について」の
概要案に関する意見募集について ◆

平成22年1月6日付で厚生年金基金の年金経理から業務経理への繰入れの特例等に関する概要案が公表され、この案に対して、厚生労働省が広く国民の意見（パブリックコメント）の提出を受け付けることとなりました。

（厚生労働省のホームページ『パブリックコメント』をご参照ください。）

意見等の提出は平成22年2月4日までとなっております。

なお、今般公表された内容は、平成22年1月5日付でパブリックコメント募集手続きの行われている法令改正案に関連した通知改正に係るものとなっております。当該法令改正案につきましては、中央三井アセットの年金情報（平成22年1月6日付）をあわせてご参照ください。

[今回の概要案に記載のある事項]

- 年金経理から業務経理への繰入れの特例を行うための要件について
- I型基金における機械処理経費等の手当てについて

概要案の具体的な内容を別紙にまとめておりますので、ご参照ください。

以上



＜概要案の具体的な内容＞

1. 年金経理から業務経理への繰入れの特例を行うための要件について

平成22年度及び平成23年度に年金経理から業務経理への繰入れの特例を行うための要件について、次のとおりとする案が公表されました。

- (1) 平成23年度財政決算時点で掛金の引上げが必要となった場合には、適正な掛金引上げを行うことについて予め代議員会で議決すること。
- (2) 繰入れの用途については次のいずれかとする。
 - ・ 日本年金機構の厚生年金保険被保険者原簿と基金の加入員原簿の突き合わせ
 - ・ 加入員等に対する記録等の提供
 - ・ 裁定請求の勧奨及び住所管理

2. I型基金における機械処理経費等の手当てについて

損益計算書（年金経理）に勘定科目「機械処理経費等」を設け、I型基金が委託可能な業務のうち自ら行う業務に係る費用を年金経理から支出することを可能とする案が公表されました。

また、併せて次の2点についても厚生労働省から連絡を受けております。

- ・ 本件に係る省令・通知改正の前に、パブリックコメント募集手続き中の内容に基づき代議員会の議決を行っても差し支えないこと。
- ・ 上記1. の繰入れについては限度額を設けないこと。

以上

